に相当する額（この表市町村の項第6号算式の符号ADの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった地方債の額を除く。以下算式の符号E_n、G_n、I_n及びM_nにおいて同じ。）

D_{11}＝0.026
D_{12}＝0.025
D_{13}＝0.027
D_{14}＝0.024
D_{15}＝0.025
D_{16}＝0.025
D_{17}＝0.025
D_{18}＝0.023
D_{19}＝0.023
D_{20}＝0.025
D_{21}＝0.024
D_{22}＝0.023
D_{23}＝0.023
D_{24}＝0.022
D_{25}＝0.012
D_{26}＝0.012
D_{27}＝0.002
D_{28}＝0.0021
D_{29}＝0.0020

E_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

F_{16}＝0.011
F_{17}＝0.011

G_n　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額

H_{12}＝0.050
H_{13}＝0.054

に相当する額（この表市町村の項第6号算式の符号ADの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった地方債の額を除く。以下算式の符号E_n、G_n、I_n及びM_nにおいて同じ。）

D_{11}＝0.026
D_{12}＝0.025
D_{13}＝0.027
D_{14}＝0.024
D_{15}＝0.025
D_{16}＝0.025
D_{17}＝0.025
D_{18}＝0.023
D_{19}＝0.025
D_{20}＝0.025
D_{21}＝0.024
D_{22}＝0.024
D_{23}＝0.023
D_{24}＝0.012
D_{25}＝0.012
D_{26}＝0.004
D_{27}＝0.002
D_{28}＝0.0021

E_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

F_{16}＝0.011
F_{17}＝0.011

G_n　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額

H_{12}＝0.050
H_{13}＝0.055